

税の公平性を保つために

差し押さえ等による

滞納処分を強化しています

滞納処分の流れ

市税が滞納になった場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと決められています。(地方税法)



差し押さえ

滞納処分
滞納処分とは、納付が滞っている税金を強制的に徴収するため、滞納している人の意思に関わりなく、財産を差し押さえて金銭に換え、滞納分の税金に充当する一連の手続きをいいます。
法律では『督促状』を発行した日から10日を経過するまでに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないと決められています。

督促
納期限までに市税の納付がない場合、納期限後20日以内に『督促状』を発送します。督促状一通について、納付対象税額とは別に、督促手数料(100円)の納付が必要です。
納付催告
督促状を送付しても納付がない場合に、電話や自宅訪問などによる催告、また催告書を発送します。法律では、滞納処分するまでに催告をしなければならぬと定められています。納付忘れなどによる納付遅れがないかを確認するために実施します。

財産調査
滞納処分のために、国税徴収法の規定に基づき、次の方法で財産を調査します。
○質問・検査
金融機関・勤務先・取引先などへの照会

○検索
滞納者の住居・事務所などへの強制捜索
財産調査は、滞納者への事前の了承を得ずに行うことができません。また、徴税吏員の質問に対して偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

差し押さえ
督促・催告を行っても納付や相談がない場合は、財産を差し押さえることとなります。差し押さえは、滞納者の意思に関わりなく、滞納者の特定の財産を公売その他の方法で、金銭に換えるために行われる滞納処分の最初の手続き(強制処分)です。

平成28年度差し押さえ件数

不動産	15 (6)
預貯金等の債権	83 (114)
給与	54 (31)
家宅捜索によるもの	15 (2)
合計	167 (153)

①()内は平成27年度件数。
②普通自動車の公売1件を実施。

◆納期限内納付にご協力を
納税は、納期限内の自主納付が原則です。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても、滞納処分の対象となります。十分にご注意ください。
◆延滞金
納期限経過後に納税する場合、法律に基づく割合で延滞金が発生します。うっかり納め忘れた場合でも、納期限を過ぎると延滞金が掛かります。
◆納税に困ったときは、すぐご相談を
事情があり、納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前に相談してください。

6月1日から7日は、水道週間です

『あたりまえ そんなみずこそ たからもの』

水道週間は、国民の、水道に対する理解と関心を高め、公衆衛生の向上・生活環境の改善と、今後の水道事業への協力を得るための啓発期間で、毎年6月に、国・県・市町村の水道事業体等によって実施されています。



- ▽水道パネル展
日時 6月4日(日)~10日(土) 9時~18時
場所 やしろショッピングパークBio 2階 多目的ホール
- ▽すい すい なんでも相談会
加東市上下水道工事業組合のみなさんの協力により開催する水道工事・水道料金など、水道全般に関する相談会です。
日時 ①6月4日(日) ②6月10日(土) 10時~15時
場所 やしろショッピングパークBio 2階 多目的ホール

▽学校・園の水道設備点検
加東市上下水道工事業組合のみなさんに、加東市内の認定こども園・保育園・幼稚園、小・中学校の水道やトイレ等の水まわりを無料で点検していただくことで、子どもたちに水道の大切さを伝えます。

水を大切に使いましょう!
○風呂の残り湯は、洗濯・掃除・植木の水やりなどに利用しましょう。
○歯磨き・洗顔はコップや洗面器を使って、水の出しっぱなしはやめましょう。
○食器洗いは、いらなくなった布などで油分をふき取ってから、ためた水で洗いましょう。

問い合わせ 上下水道部工務課(庁舎3階) ☎43-0534

加東市人権啓発講演会

入場無料で、どなたでも参加いただけます。ぜひお越しください。

- 日時 7月8日(土) 13時30分
場所 滝野文化会館
- 内容
○福田小学校・三草小学校・東条東小学校の児童による人権作文朗読
○社会を明るくする運動のメッセージ伝達式
○講演会
『女性がイキイキ輝く社会に向けて』
大阪国際大学准教授・全日本おばちゃん党代表代行 谷口真由美さん(写真)



問い合わせ 教育委員会人権教育課(庁舎4階) ☎43-0544

東播都市計画区域区分の見直し等の説明会

高岡地区の一部を市街化区域に編入するにあたり、計画素案の説明会を開催します。
日時 6月19日(月) 19時
場所 加西市南部公民館(加西市上宮木町524番地2)
問い合わせ 地域創造部まち未来課(庁舎3階) ☎43-0507

防犯カメラ設置に補助金を活用ください

加東市では、地区・自治会・まちづくり協議会・自主防災組織が防犯カメラを設置する際に、補助金を交付しています。
補助率 設置費用の1/3
○兵庫県の防犯カメラ設置補助金と併用する場合は、設置費用に県補助金を充てた残額の1/3。
補助額 1か所につき8万円(上限)
申し込み・問い合わせ 協働部防災課(庁舎4階) ☎43-0402

